第９期　東久留米市介護保険運営協議会（第８回）　会議録

１　会 議 名　　第９期　東久留米市介護保険運営協議会（第８回）

２　日　　時　　令和８年８月２７日（木）午後７時から午後８時１５分まで

３　会　　場　　東久留米市役所７階　７０１会議室

４　出席委員　　奥山委員（会長）、檜垣委員、後藤委員、長谷川委員、安達委員、小玉委員、中島委員、福泉委員、島﨑委員、鹿島委員、桑原委員、緒方委員　　以上１２名

５　欠席委員　　佐々木委員、田中委員　　以上２名

６　事 務 局　　中谷福祉保健部長、廣瀬介護福祉課長、大木係長・鈴木主任（以上、保険係）、東海係長（介護サービス係）、中村係長（地域ケア係）、池主査、地域包括支援センター職員、在宅介護支援センター職員

７　傍 聴 人　　２名

８　次　　第

（１）開　会

（２）配布資料確認

（３）議題

議題１　　第９期東久留米市介護保険運営協議会（第７回）の会議録について

議題２　　令和７年度東久留米市地域包括支援センターの運営実績等について

議題３　　令和８年度東久留米市地域包括支援センターの事業計画等について

議題４　　第９期計画の数値目標の進捗等について（令和７年度取組評価）について

議題５　　第１０期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について②

（４）その他

（５）閉　会

９　配布資料

【資料１】　第９期東久留米市介護保険運営協議会（第７回）会議録（案）について

【資料２】　令和７年度東久留米市地域包括支援センターの運営実績等について

【資料３】　令和８年度東久留米市地域包括支援センターの事業計画等について

【資料４】　第９期計画の数値目標の進捗等について（令和７年度取組評価）について

【資料５】　第１０期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 骨子案

【参考資料１】第９期東久留米市介護保険運営協議会委員名簿

【参考資料２】公設デイサービスセンターの今後のあり方について

【参考資料３】 東久留米市デイサービスセンター条例

１０　会議録

（１）開　会　（省略）

（２）配布資料確認　（省略）

（３）議題

議題１　第９期東久留米市介護保険運営協議会（第７回）の会議録について

（省略）

議題２　令和７年度東久留米市地域包括支援センターの運営実績等について

【会　長】　議題２について、事務局の説明を求める。

【事務局】 議題２､令和７年度東久留米市地域包括支援センターの運営実績等について、資料２に沿って説明する。

まず、令和７年度の事業計画に基づく事業報告についてであるが、３包括ともおおむね計画どおりに事業運営されている状況である。その中で、特に重点課題の取組について、一部抜粋して報告する。

資料の１ページ目、東部地域包括支援センターの重点課題と具体的な取組についてであるが、１点目は業務名「生活支援体制整備事業」について、課題として第二層協議体の開催数が少ないことを挙げており、取組実績としては７年度上半期時点で５回以上の開催という結果となっている。

次に、２ページ目にある「総合相談支援業務」の取組についてであるが、課題として、「みまもりに関して、連絡会の開催が規定の回数行えていなかった」ことを挙げており、取組実績としては計画どおり「みまもりネットワーク連絡会」の開催を年２回実施し、地域住民、協力機関等への周知や連携体制の構築を図ることができたしている。

続いて、６ページ目、中部地域包括支援センターの報告について、１点目、業務名「生活支援体制整備事業」についてであるが、まず、課題として、独居高齢者の増加、地域のつながりの希薄化により、防犯被害の早期発見の遅れや犯罪抑止力低下のおそれを挙げて

おり、取組実績としては南沢と学園町をモデル地区として活動を展開し、近隣施設や住民にチラシや「みまわりセット」を配付するといった啓発活動を行ってきた。

次に、「権利擁護業務」についての課題としては、「問題が複雑化・重層化しているケース等で既存の制度では解決困難なケースが増えている」を挙げており、取組実績としては、包括だけでは解決できない問題も多いため他機関連携を積極的に行っているといった状況がある。

続いて、１０ページ目、西部地域包括支援センターの報告については、令和７年度より法人変更によって新たに包括を受託したため、各業務において地域住民や関係機関等との顔の見える関係の構築に努め、「生活支援体制整備事業」においては自主グループや認知症カフェも新たに２か所ずつの立ち上げを行った実績がある。

令和７年度の各包括の事業計画に対する実績報告は以上である。

続いて、各センターの収支決算の状況について報告する。

３ページ目と４ページ目が東部地域包括支援センター、７ページと８ページ目が中部地域包括支援センター、１１ページ目が西部地域包括支援センター、１３ページから１４ページが在宅介護支援センターの収支決算報告となっている。

次に５ページ目、地域包括支援センターに係る公正・中立性に関する評価基準について報告する。こちらは、同評価基準に基づき、令和８年３月末を基準日として運営実績に基づき評価したものとなる。５ページ目が東部地域包括支援センター、９ページ目が中部地域包括支援センター、１２ページが西部地域包括支援センターの評価基準となっており、これらの評価表の項目では、設置状況、広報活動、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの３分野において評価項目、評価指標を示したものになる。

指標は６項目となっており、確認欄に「適」か「要改善」かということで記載がされている。

各センターの評価結果としては、全項目「適」の評価となっており、「要改善」の項目がなかったことから、一定の公平・中立性が保たれていると評価できる。

説明は以上である。

【会　長】　事務局の説明に対し、質問・意見等はあるか。

【委員】　収支決算に係る資料の事業活動資金収支差額、当期資金収支差額合計といった欄があり、マイナス（△）の表示がされているが、表の見方としてこれは、赤字であったということか。また、各包括支援センターの経営状況として厳しいのではないかと考

えるが、例えば、物価高騰や人件費の上昇があり、経営を圧迫しているということがあるのどうか伺う。

【事務局】　資料の見方についてであるが、この資金収支の表は、３列に分かれているものの左から予算、決算、その差額となっており、質問にありましたマイナス（△）の部分については、予算から決算を差し引いたものとなっている。

【包括】　収支に係る特徴などについてであるが、３包括とも昨年に比べれば厳しい経営になっているのは間違いないと考えている。一方で、予防プランのほうでは、プラスになってる部分もある。なかなか委託を受けられる居宅支援事業所が少ないという状況で、包括のほうで受けざるを得ないということで、業務としては非常に厳しい状況が続いてはいる。居宅支援事業所で受けれるところがあればお願いはしたいが、自前でプランを立て続けていかなければならないということで、その辺りが、収入としては多少上がることはあるが、経費も含めて質問にあった厳しい状況にあるということで理解されたい。

【会　長】　ほかに質問等なければ、次の議題へ移る。

議題３　令和８年度東久留米市地域包括支援センターの事業計画等について

【会　長】　議題３について、事務局の説明を求める。

【事務局】　議題３、令和８年度東久留米市地域包括支援センターの事業計画書等について、資料３に沿って説明する。

こちらは､各包括の事業実施に際して､年度当初に提出を依頼している事業計画となる。１ページ目、６ページ目、１０ページ目が各包括の今年度の重点課題と具体的な取組となっており、２ページから５ページ、７ページから９ページ、１１ページから１４ページが取組の詳細となっている。最終１４ページは、在宅介護支援センターの事業計画である。

計画については、契約内容に基づき市が統一した内容を記載し、地域包括支援センターのほうで具体的な取組の欄を記載している。計画を立てる際には、前年度の計画評価を参考にするとともに､市の担当者と各専門職の業務連絡会で事業の方向性などについて共有、検討している。

各包括の今年度の重点課題と具体的な取組についてであるが、資料１ページ目の東部地域包括支援センター分から抜粋して説明する。

１点目は、業務名「総合相談支援事業」についてであるが、こちらの課題としては、相談のスクリーニングから支援強化型につなげることができていないことが挙げられる。そ

れに対し、今年度は月１～２名を目標に支援強化につなぐことを計画に位置づけている。

２点目は、「認知症地域支援・ケア向上業務」についてであるが、昨年度は企業向けに認知症サポーター養成講座が実施できていないことと、チームオレンジがつくれていないことを課題として挙げており、それに対して、地域センターや図書館といった身近な指定管理会社等の企業に対し養成講座を行うことと、ステップアップ講座からチームオレンジメンバーに参加してもらうことを方針として挙げている。

続いて、資料６ページ、中部地域包括支援センターの今年度の重点課題と具体的取組について説明する。

１点目、「総合相談支援事業」について、１０月からの圏域変更に伴い、既存の利用者や対象地域の住民、サービス事業所等の混乱が予想され、引継ぎがうまくいかない可能性を課題に挙げている。それに対する計画としては、新旧センター間での連携に加え、ＩＣＴ化の促進により業務負担軽減を図り、万が一のトラブルに対応できる余裕をつくることとなっている。

２点目、「認知症地域支援・ケア向上業務」については、認知症のある方との共生社会を目指すために必要な当事者の声が施策や支援の過程で置き去りにされていることを課題として挙げており、計画としては、本人ミーティングを実施するために準備を進めることなどとしている。

続いて、資料１０ページ、西部地域包括支援センターの重点課題と具体的取組について説明する。

１点目、「包括的・継続的ケアマネジメント業務」についてであるが、課題としては、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、多くの関係機関との連携構築が必要としており、計画としては、圏域内の滝山病院に会議等で医療連携をテーマにした情報提供を依頼し、圏域外事業所にも参加を促すとしている。

２点目は、「権利擁護業務」についてであるが、課題としては、課題解決困難ケースについては他機関連携や地域住民の共助の力の底上げが必要ということを挙げており、計画としては、昨年度の二層協議体から発足した連絡会を活用し権利擁護に関する周知活動を行うことと、包括内で情報共有を行い複数名で対応困難対応を行うとしている。

最後に、在宅介護支援センターの事業計画について説明する。

１１ページ、「総合相談支援業務」については、圏域内の団地等での連絡会で住民や関係機関と情報共有、課題解決に取り組むといったことや、「あんしん生活調査」を通じて地

域の実態把握や住民のニーズを発見するなどとなっている。

次に、「権利擁護業務」については、１０月から北部包括支援センターへ移行することに伴い、研修等を通じて制度の理解を深めるとともに、困難事例や虐待対応についても会議や事例検討会を活用し関係法令、マニュアル等に基づき適切な支援を行うとしている。

１２ページ目、「認知症地域支援・ケア向上業務」については、地域で認知症のある方を見守り支える体制や、相談支援体制の構築等について計画に挙げている。

また、１３ページ目、「生活支援体制整備事業」については、地域資源を把握するため地域活動マップを作成したり、住民のニーズや地域課題を明らかにするために第二層協議会を開催するなどとしている。

各地域包括支援センターの令和８年度事業計画についての事務局からの説明は以上であるが、委員より本計画に基づく現時点での進捗状況について事前質問があったため、各センターより報告する。

【東部】　「総合相談支援業務」について、相談のスクリーニングから支援強化につなげることができないということで、支援強化に関し、支援強化型は知らないという市民の方も多いが､介護保険を申請せずにスタートできるというところで､そういうよさがあり、短期間で、リハビリ職がつきながらデイサービスであったり、ヘルパーさんであったりの支援を受けながら３か月かけて元気になるという制度がある。

その制度については、令和６年６人、令和７年６人ということで、なかなか伸びが少ないというところで、今年は頑張って１８名と目標を挙げている。今のところ８月時点で７名ぐらいまで進んでおり、また後半も頑張っていきたいと考えている。また、引き続き自治会であったり老人会でこの制度のよさを説明しながら進めていきたいと考えている。

認知症については、サポーター養成講座を企業向けにできていないというところで、東部では小学校、中学校のほうで行っているが、なかなか成人の方に進めることができないということがあるので、今はヘルパーステーションで１１月ぐらいにやる予定としているので、しっかり取り組んで行きたいと考えている。

任意事業については､「みまもりネットワーク連絡会」での課題抽出が進まないというところで、民生委員さんを中心にして話合いを進めるところであり、９月の末には実施予定としている。

以上である。

【中部】　重点課題と具体的な取組の１つ目から説明する。

「総合相談支援業務」ということで、１０月の包括の増設に向けて新旧センター間で連携をすること、それから職員の業務負担を軽減することに対して、今の進捗であるが、生活支援コーディネーターが一足先に北部包括になるブランチのコーディネーターの方と地域を回っており、引継ぎを開始している。相談員、プランナーに関してはこれから引継ぎを順次行っていく予定である。なかなかつながりが強い地域のグループに関しては、なぜ中部から北部になるんだという不満の声もあるので、その辺りに関しては丁寧に説明を行っているところである。

それから、職員の業務負担に関してであるが、便利なアプリなどもあり、録音した内容を文字起こしだけではなく要約をするようなアプリがある。もちろんそれは利用者や会議体の中で許可を得てということではあるが、そのような便利なものを使い、記録を取ることに集中していた職員もその話に加わることもできるということで便利に使っているところである。

２番目の「認知症地域支援ケア・向上業務」について、認知症のある方の本人ミーティングの実施を今年度目標に掲げていたが、明日、地域ケア個別会議というものをシャロームの施設の中で行う。個別会議というのは、個別の事例を多職種で集まって支援内容を検討する会議であるが、そちらに認知症当事者の方をお呼びし、自身の思いを語ってもらって、その本人の語りを関係者で共有するというところから暮らしやすい地域を一緒に考える会ということにしたいと考えている。

３番目の「生活支援体制整備事業」ということで、こちらは前年度から行っている「ボランティアごみ袋を活用した地域のみまわり活動」というものを今年度も実施している。５月３０日、ごみの日にイベントを実施した。イオンをスタート地点として、４グループに分かれてごみを拾いながら地域を回った。高齢の方だけではなくて、障害を持っている方の参加もあり、総勢２８名が地域で活動を行った。

また、７月６日に「みまもりネットワーク連絡会」というものを行い、そこでは地域のみまもり協力員の方が参加され、その際に５月３０日のイベントの報告を行い、市内のほかの地域でもこの取組をしませんかということを呼びかけした。

以上です。

【西部】　重点課題と具体的な取組について、１番の「包括的・継続的ケアマネジメント業務」に関しては、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、多くの医療機関との連携を取れる関係性構築ということを今年課題に挙げている。

具体的な取組としては、西部地域内にある滝山病院と一緒に、医療連携をテーマに地域ケア個別会議や連絡会、ケアマネジャーの地区懇談等で意見交換や情報の共有を行う。これに関しては、先月ケアマネの地区懇談で滝山病院の連携室の室長さんをお招きして、まず滝山病院のお話をしてもらいながら、医療とケアマネジャーさん向けの連携というところでの講演とフリートークでの質疑応答ということを行った。

２番目、「総合相談支援業務」については、地域の高齢者は多くの問題を抱えており、それが複雑化しているというところで、我々包括支援センターの相談員としては整理、解決の道筋を立てられるようにしながら、様々な関係機関と協力しながら解決に挑んでいきたいと。ということで、今年度に関しましては３職種、専門職員の領域外においても様々な機関と関係を構築できるよう、各スタッフが相談者の問題や課題を明確に整理し、適切な支援を行うため、昨年も研修等々参加はしているが、行けていない研修等々にそれぞれが参加できるように業務を調整していきながらスキルアップを図っていきたいと考えている。

３番、「権利擁護業務」、こちらも多くの複雑化している課題、問題を、１つの制度だけでは解決困難ということを昨年１年間で目の当たりにしており、そういった解決をしていくのと、昨年いろんな地区でいろんな方と関わらせていただくことで、地域の住民の中にも共助の意識が強い方がかなりいらっしゃると。そういった方々の協力を得ながら住みやすい地域をつくっていくということで、今年度の具体的な取組としては、二層協議体等々で地域住民の意見から発足した連絡会というものを今年度は継続的に行っていく、その中で権利擁護に関する内容、出前講座等々を行っていく。９月には権利擁護の出前講座というところで予定をしている。

センター内としては、毎朝ミーティングで情報共有を行いながら、困難対応時には複数名で対応できるようにという取組は今年度行っていきたいと考えている。

以上です。

【在支】　今年度、在宅介護支援センターは、１０月からの北部地域包括支援センターへの移行、開設に向けてというところを意識しながら業務に当たっている。

その中で、「総合相談支援業務」は、質の向上を図るというところに注力している。

「あんしん生活調査」のところの実態把握というところも非常に重視しており、北部の地域包括支援センターになる際にも非常にここが重要になるかと考えている。

引継ぎに関しては、地域包括支援センターの方と連携をし、各種研修のも行っているところである。

【事務局】　議題３の説明について、事務局からの説明は以上である。

【会長】　事務局の説明に対し、質問・意見等はあるか、なければ、次の議題へ移る。

【事務局】　本議題で地域包括支援センターに関係する議題は終了となることから各地域包括支援センター職員及び在宅介護支援センター職員の方は退席となる。(各センター職員退席)

議題４　第９期計画の数値目標の進捗等について（令和７年度取組評価）について

【会　長】　議題４について、事務局の説明を求める。

【事務局】　議題４、第９期計画の数値目標の進捗等について（令和７年度取組評価）について資料４に沿って説明する。

法定報告であるが、介護保険法の規定により、各市町村は介護保険事業計画に介護予防・重度化防止、介護給付適正化等についての取組の目標を記載することとされ、取組の実施状況や目標の達成状況の自己評価を実施することとされている。その上で、市町村における自己評価の内容を都道府県に報告することが義務づけられており、この報告を法定報告と呼んでいる。

また、この自己評価の結果についは、市民の方等に広く公表することが市町村の努力義務として位置づけられており、本市においては、自己評価と東京都への法定報告を確実に実施するとともに、本協議会においてその内容を報告し、会議録や資料を市の公式サイトに掲載することで市民に向けて公表することとしている。

資料、ＰＤＦの２ページ目の第９期計画期間における数値目標の達成状況となっているものが令和７年度分の法定報告における自己評価の内容となっている。

こちらは、計画書の１０８ページ目から１１１ページに記載の第９期計画における数値目標として設定した目標に係る令和７年度末における実施状況及び達成状況について、「◎」であれば「達成できた」、「○」であれば「おおむね達成できた」、「△」は「達成はやや不十分」、「×」は「達成できなかった」の４段階での評価を行っているものである。

本日は、６つの目標についての状況を各担当より説明する。

【事務局】　№.１の目標表題「介護予防・生活支援サービスに係る数値目標」について、目標としては、支援強化型の訪問と通所介護サービスの利用者数について数値目標を設定している。実績としては、支援強化型介護サービスの利用者数は令和７年度１７名であった。

自己評価としては、「おおむね達成」としており、理由としては、数値目標の達成には至らなかったものの、サービス提供を行う委託先との新規契約に向けての準備や、医療機関等へ出向いて支援強化型サービスに特化したパンフレット等を用いての説明、介護予防担当者連絡会等で対象者像の共有化を図るなどの積極的な周知活動を行ったためである。

次に、№２「一般介護予防に係る数値目標」について、目標としては、介護予防に資する「通いの場」の設置数を数値目標として、令和７年度１５５か所、令和８年度１６０か所を目標に掲げている。

２点目に、介護予防に資する「通いの場」への参加率を数値目標としており、令和７年度を５．５％、令和８年度を６％としている。

７年度実績としては、介護予防に資する「通いの場」の設置数は令和７年度に１７１か所を設置しており、うち新規設置が１２か所となっている。

「通いの場」の参加率については、令和７年度は６．４７％という状況であった。

自己評価としては、「達成できた」としており、理由としては、設置数並びに参加者数の当初の数値目標は上回っており、生活支援コーディネーターや専門職派遣により新規立ち上げや継続支援を積極的に行ったためである。

次に、№３「認知症総合支援に係る数値目標」について、数値目標としては、新規の認知症サポーターの人数を毎年５００人としている。

実績としては、令和７年度の認知症サポーター養成講座は２２か所での開催となり、新規サポーター人数が５１８名となった。また、認知症に関する相談窓口周知のため、地域包括支援センターのポスター掲示や関係機関等へのチラシの配布を行った。

自己評価としては、「達成できた」としており、理由としては、数値目標の達成と地域のキャラバンメイトの協力も得ながら出前講座の実施等を積極的に行ったためである。

次に、№４「在宅医療・介護連携に係る数値目標」について、目標としては、在宅医療に関する研修会の開催回数であり、令和７年度、令和８年度、いずれも４回と設定している。

実績としては、在宅療養に関する研修会の実施回数は、令和７年度は４回、また、東久留米市在宅医療・介護連携推進協議会は年３回開催した。

自己評価は「達成できた」としており、理由としては、研修会開催数の目標を達成できたことと、協議会共催による研修を通じて多職種連携が図られたためである。

【事務局】　続いて、№５「介護給付費の適正化に係る数値目標」について、ケアプラン

点検を実施した指定居宅介護支援事業所数として、市内の居宅介護支援事業所を対象とし、３年間で全事業所の点検を実施することと設定している。実績としては、令和７年度は９事業所の点検を実施し、計画的に進められており、９期計画期間中の目標達成を見込んでいる。

【事務局】　続いて、№.６の「地域包括支援センターの機能強化に係る数値目標」について、目標としては、包括の認知度向上となっており、令和７年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、「地域包括支援センターを知っていますか」という設問に対する「知っている」という回答の割合を６０％と目標設定している。

ニーズ調査の結果としては、包括を「知っている」と回答した方は４１．８％であった。

自己評価としては、「おおむね達成」としており、理由としては、数値目標の達成には至らなかったものの、各包括の相談・支援ケースは年々増加しており、１包括の負担軽減の目的もあり、今年度１０月より北部包括の開設予定となったことや、定期的に広報紙等で包括や包括事業についての案内を掲載していること、また、その他高齢者事業のパンフレットでも包括の案内を掲載し、積極的な周知活動を行っているためである。

課題としては、地域包括支援センターの事業内容も含めた市民の認知度についてはまだ低い傾向があることから、今年度１０月からの圏域変更、北部包括開設等の周知のために３度に分けた広報での周知に加え、内容を刷新したパンフレットの配布、医療機関や関係事業所等へも通知文の発出等により周知活動を加速化させており、高齢者の身近な相談窓口として活用いただけるよう市民や関係機関への周知を今後も継続して必要がる。また、４包括となることで、各包括の負担軽減が図られることを期待しつつ、業務効率化や機能・体制の平準化を図るための方策を検討いく。

第９期計画の数値目標達成状況についての事務局からの説明は以上である。

【会長】　事務局の説明に対し、質問・意見等はあるか。

【委員】　幾つかの評価の軸があって、あるときは数値目標、あるときは内容を加味した形での最終的な評価であるが、自己評価で「○」が多くてよかったなと思う。一方で評価する方が、市の中でだけと決まっているものかという点があり、例えば学校評価の基準というと、学校の管理職と教員と、あとは生徒と学校評議員という第三者機関の幾つかで集まって決めて、最終的には学校当局が決めてという形でやることが多いと認識している。例えば、さきの報告の中で、数値が低いが様々な取り組みを行っているから「○」であるといった際に、それは客観的に見てそういった評価が正しいと思うか伺う。内容的に他者

による評価が困難ということも考えられるが、自己評価だけである場合の客観性について伺う。他の評価方法もあれば伺う。

【事務局】　この法定報告については、介護保険事業計画に記載した目標に対し、自己評価を行うものとなっている。その中で、数値目標を達成していれば客観的な要素を満たすこととなるが、満たさない場合においても、自己を甘く評価するのではなく、自己の取組を踏まえて評価を実施している。例えば№６では、「知っているの回答数」という数値は達成に至っていないものの、各地域包括支援センターの取組や実績を踏まえて要素を広げることで客観的に近い形で評価できるものと考えている。

【委員】　№６については、数値目標に係る認知度は低いが、様々な相談事が増え、圏域を分割化などの取組がある点は評価できるもの考える。一方で、やはり数値目標であるならば数値で表して評価するなどの工夫があるとより一層客観性が増すと考える。意見として扱われたい。

【会長】ほかに質問等なければ、次の議題へ移る。

議題５　第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について②

【会　長】　議題５について、事務局の説明を求める。

【事務局】　議題５、第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について、資料５に沿って説明する。

第１０期計画に記載する内容の骨子案について、初めに資料の見方であるが、表の左から現在の第９期計画の目次構成、次に第１０期計画における目次構成案、次に備考となっている。

第１０期計画における目次構成案を、本日骨子案として説明する。

まず、上から総論の部分であるが、第２章第２節までは第９期計画と同じ構成とし、第２章第３節には国の基本指針に沿って東京都との連携を追加している。

次に、第３章第３節までは第９期計画と変わらず、第４節については令和７年度に実施した認知症施策に関するヒアリング調査に係る記載を行う。

第４章の基本理念については、第９期計画と同じく市の長期総合計画における基本的な施策である「高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり」とする。

第２節の日常生活圏域の設定については、第９期計画中に３圏域から４圏域への変更を行っていることから、第１０期計画においては引き続き圏域及び地域包括支援センターに

係る議論は行うものの設定という概念は外している。

次に第９期計画では第３節を基本目標及び施策の体系としていたが、この後の各論、高齢者福祉計画及び認知症施策推進計画において、それぞれ設定することとしている。

右側の備考欄であるが、今回の計画策定に当たっては、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第１３条に基づき市町村が策定する認知症施策推進計画を第１０計画へ包含することとしている。この認知症基本法において、高齢者福祉計画・介護保険事業計画と調和が保たれたものでなければならないと定められていることから、今回一体的に策定を行うこととした。

次に、備考欄の最終行部分であるが、国の基本指針において基本的記載事項とされた２０４０年を見据えた中長期的な推計を踏まえていく方針である。

次に、行が移り、各論１、基本理念を達成するために基本目標を設定し、その目標に即して具体的な施策の方向性を検討するという大枠は９期計画と同様としていく。施策の方向性については、国の基本指針の案を踏まえるほか、今後取り組む必要のある介護情報基盤に係る記載などを行っていく。国の基本指針において記載が望ましいとされた経営改善支援や入居状況についても記載を検討していく。

次に、行を移り、各論２、東久留米市認知症施策推進に係る部分で、昨年の８月に開催した本協議会において、第１０期計画に認知症施策推進計画を包含することについて触れているところであるが、各論２として第１０期計画に記載を行っていく。今回の資料においては、国の基本指針（案）に記載のある項目を仮の形で基本目標として存置しているが、今後の都の施策の方向性や市の事業の実施状況などを踏まえ、記載事項の検討を行っていく。

行を移り、各論３、第９期計画と構成は変えず、それぞれの数的情報を整理しつつ量的な見込みを立て、必要となる保険料の額、またその月額を算定していく。

最後に、この骨子案を踏まえて今後計画素案に係る具体的な計画の中身を検討していくこととし、次回１１月に開催する予定の第９回の協議会において計画の素案をお示しする予定となっている。

計画素案については、協議会での報告、承認後に公表し、市民の皆様からの意見広聴の手続、パブリックコメントの手続を実施することとなる。また、パブリックコメントの期間においては、改めて素案について、委員の皆様の意見等を頂く機会を設けることとなりなる。

説明は以上である。

【奥山会長】　事務局の説明に対し、質問・意見等はあるか。

【委員】　全体的には、様々な新しい内容も組み込み、今後の東京都の施策との整合性を取りながら進めるということであるが、ＡＣＰ、アドバンス・ケア・プランニングについて、認知症のある方向けや、施設の利用者向けなど、幾つかの種類があるものと思うが、内容は、元気な時からその人らしい生活であるとか、希望、いろんなことを先に回りに知っておいてもらうと、病気や認知症になった際にも、家族がどうしようか、本人を取り囲む環境、施設の方や役所の方がどうしようということの一つ指針になるものと思う。そうすると介護も楽になるだろうし、いろいろメンタルの面でも対応する人たちが大変な思いをしなくてもいいのかなというふうに思うので、ＡＣＰについて、認知症のところでもいいですし、介護全般の部分でもいいですし、どこかに一言書いておいていただくか、既に内容に含まれているのであれば、骨子の見出しのところのどこかにＡＣＰという言葉が出てきてくれたほうがいいのかなという風に思う、その辺りの整理をお願いしたいが如何か。

【事務局】　本日は、あくまで骨子案というところで、基本目標の設定を目次・骨子として示している。委員より要望のあったＡＣＰに関するところというのは、例えば指摘のあった認知症施策のところであるのか、ほかにも考えられる部分はあろうかと思うので、基本目標に沿った施策の中で触れていくことについては前向きに検討したいと考えている。

【委員】　見出しや目次に出すということは難しいか。

【事務局】　骨子案の段階では表現は出てこないが、例えば素案の段階になってくるとそこが文中に表記されるイメージとなる。

【委員】　見出しや目次にも出て一目で、皆がＡＣＰってこんなものだと分かったりとか、話はそれるが、救急医療の現場でも熱中症であったり、そういった方が急に運び込まれた際に、ＡＣＰがたまたまあると治療も楽であったり、こういった治療をしようという家族との同意も得やすいという話も聞いたりするので、現場では結構役に立っていることなのかなと思うので、ぜひ検討されたい。

【事務局】　補足であるが、現在の第９期計画の中にも、施策２の「在宅療養及び在宅医療と介護の一体的な提供体制の方向性」の中においてＡＣＰ、東久留米版ですと「私の覚え書きノート」というものについて触れているところで、こちらは在宅医療・介護連携協議会のほうで議論を経て、実際に在宅療養ガイドブックの中で「私の覚え書きノート」を入れており、ホームページからもダウンロードできるような形になっている。この第１０

期計画策定の前提の中で高齢者の方からアンケートを取っているが、ＡＣＰのことについてもかなり設問として割いており、その辺りも踏まえ第１０期計画に反映させていきたいと考えている。

【会長】　ほかには何か質問等あるか。なければその他へ移る。

（４）その他

【事務局】　２件報告する。

まず１点目として、地域包括支援センターについて、１０月１日の新たな地域包括支援センターの開設に向けて、現在スケジュールに沿って引継ぎ・研修等を行っているところである。

また、前回の介護保険運営協議会で報告したが、地域包括支援センターの１か所増設及び圏域変更については、７月１日号、９月１日号、１０月１日号の計３回の市報への掲載を予定している。既に７月１日号において、令和８年１０月１日から生活圏域が４つと変更になること、また在宅介護支援センターを地域包括支援センターに移行することについて掲載している。

今回、２回目の広報掲載となる９月１日号において詳細を案内するものであるが、内容としては、在宅介護支援センターが地域包括支援センターに移行すること、名称が北部地域包括支援センターとなること、受託法人が社会医療法人丸山会となること、また、１か所増設に伴い、現在市内に３つある東部・中部・西部の各地域包括支援センターの担当地域が変更となること、また、担当地域の詳細及び東部地域包括支援センター及び中部地域包括支援センターが事務所を１か所に集約する旨を掲載している。

併せて、担当地域が変更になる地域にお住まいの方で、現在相談中の方については、新旧の地域包括支援センター間で連携し順次引継ぎを行うこと、また、お住まいの地域で担当する地域包括支援センターが変更になった場合でも現在利用しているサービス内容等に変更は生じないことを明記している。

【事務局】　２点目として、公設デイサービスセンターの今後の在り方について参考資料２に沿って報告する。

１、公設デイサービスセンターの設置状況について、当市では、東久留米市デイサービスセンター条例に基づき公設デイサービスセンターを市内に３事業所設置し、これまで介護サービス提供体制の充実に取り組んでおり、サービス提供は、業務委託により民間の社

会福祉法人が運営を行っている。

各公設デイサービスセンターの事業概要は、表のとおりで、この公設デイサービスセンターについては、第９期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、「公共施設マネジメントとの整合性を図りつつ今後のあり方を検討する」こととしており、これまでの検討経過を報告する。

２、これまでの経緯についてであるが、介護保険制度の創設前は、老人デイサービスセンターなどの施設の多くは昭和３８年に制定された老人福祉法に基づく措置制度が中心であったことから、自治体や社会福祉法人を主体として整備が進められてきた。当市においても、当時は民間事業者等によるデイサービスセンターの供給が十分でなく、公設施設がサービスの提供を支えていた。

その後、平成１２年の介護保険制度の創設により、行政による措置制度から利用者が事業者を選択する契約制度へ大きく転換したことに伴い、介護市場への民間事業者の参入が徐々に進み、介護サービスの提供体制も多様化してきた。

２の（１）、公設デイサービスセンターの設置については、平成１２年、東部デイサービスセンター及びデイサービスセンターガーデン・ほんむらが介護保険制度の創設に伴い介護サービス事業の指定を受け、市の委託事業としてデイサービス事業を開始した。

平成１８年、都営幸町一丁目アパートの建て替えに伴い、公設のデイサービス事業を実施するため、地方自治法第２４４条の２の規定に基づき東久留米市デイサービスセンター条例を制定し、幸町デイサービスセンターを開設した。

併せて、既に開設していた東部デイサービスセンター及びデイサービスセンターガーデン・ほんむらの２施設についても本条例で公設施設として位置づけた。

東久留米市デイサービスセンター条例については、参考資料３として本日配付しているので、詳細についてはそちらを確認されたい。

続いて、２の（３）、市内のデイサービス事業所数の推移についてであるが、市内のデイサービス事業所数の推移を示した表の上段が公設、下段が民設となっており、公設の事業所数については先ほど説明したとおりである。民設については、平成１２年４月の介護保険制度創設時が６事業所、平成１８年７月の市条例施行時が１１事業所、令和８年４月時点では４１事業所と介護保険制度創設後に民間事業者が多数参入していることが分かる。

続いて、３、現状と課題についてであるが、現状としては、民間事業所の参入が増加したことから介護サービスの安定的な供給が可能となり、公設デイサービスセンターの必要

性が低下していること、公設デイサービスセンターは市が建物を確保している一方、民間事業者は自ら建物を確保し運営しているため公平性に欠けること、施設の老朽化が進み、今後は維持管理や修繕にかかるコストが増加していくことが見込まれていること、デイサービスに限らず市全体としても多くの公共施設が老朽化し､今後一斉に更新の時期を迎え、その維持管理・更新に莫大な費用が見込まれることなどが挙げられる。市の計画では、今後３０年間の将来更新費用は総額で約７５９．９億円かかるとも言われている。

また、他自治体においても公設デイサービスセンターの廃止が進められており、ここでは、東京都２６市のみの一部の事例を掲載している。

３の(２)、課題についてであるが、介護保険法施行後２６年が経過し、民間事業者による安定的な介護サービスの供給が図られている中で、公設デイサービスセンターが果たすべき役割を見直す必要があること、施設の老朽化に伴う維持管理や修繕費の増加が見込まれることが挙げられる。

４、今後の方向性についてであるが、市内において同様のサービスを提供している他の民間事業者の参入が進んでいる状況を考慮すると、公設デイサービスセンターの開設当初の目標は一定達成しているものと考えられる。また、市公共施設における課題を踏まえ、維持管理・更新費用の削減に向けた公共施設の再編（スリム化）を市全体として推進していく必要がある。

こうしたことから、現在は本市が建物を確保（所有または借り上げ等）しているところを、業務委託により民間事業者が介護サービスの提供を行っている公設デイサービスセンターについては、利用者が引き続き必要なサービスを受けられるよう考慮しつつ原則廃止の方向性で各法人と検討を進めていく。

今後については、本日の議題でもあったが、第１０期高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、公設デイサービスセンターの今後の方向性を示す予定であり、検討結果については、１０期計画の素案をお示しする１１月に開催予定の本運営協議会において報告する。公設デイサービスセンターの今後の在り方についての説明は以上である。

【事務局】　最後に連絡事項であるが、次回開催日については、例年どおりであれば１１月の開催を見込んでいるところであり、また詳細等が決まり次第、改めて連絡する。事務局からの報告、連絡事項は以上である。

【奥山会長】　それでは第８回東久留米市介護保険運営協議会を閉会する。

閉会時刻：午後８時１５分